

中小企業基盤人材確保助成金チェックシート

雇用保険の適用事業主である。	はい いいえ
新分野進出等（創業、異業種への進出）に係る改善計画の認定を受けた。	はい いいえ
新分野進出等に係る改善計画の申請日から1年以内に、基盤人材又は当該基盤人材に伴い一般労働者（以下基盤人材と一般労働者を併せて「対象労働者」といいます。）を新たに雇い入れる。	はい いいえ
改善計画認定申請書における事業を開始した日から第1期初回の支給申請書の提出日までの間に、新分野進出等に伴う事業の用に供するための施設又は設備等の設置・整備に要する費用を300万円以上負担する。	はい いいえ
当該助成金の支給要件期間内に、事業主都合による離職者がいたり、 特定受給資格者 となる理由による離職者を一定割合以上発生させていない。	はい いいえ
過去3年以内に、基盤人材5人に係る助成金を受給していない。	はい いいえ
<p>次の事項に該当しない。（良好な雇用機会の創出に資するとは認められません。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賃金の支払が行われていない。 ・賃金等の条件が、助成金の支給を申請した事業所が所在する地域の他の事業所に比べて著しく低い。 ・有期の事業等で、雇用関係が終了することが予測される。 	はい いいえ
<p>次のいずれの要件にも該当する労働者を雇い入れる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施計画期間内に雇用保険の一般被保険者として新たに雇い入れる。 （在籍出向者は対象となりません。アルバイト、パートタイマー等の名称の如何を問わず、既に雇い入れていた者を雇用保険の一般被保険者としても、助成金の対象とはなりません。） ・申請事業主の新分野進出等に係る部署において、助成金の支給終了後も引き続き継続して雇用することが見込まれる。 ・過去3年間に申請事業主の企業で勤務した者でない。 ・原則として、資本的、経済的及び組織的関連性等からみて、当該助成金の支給において、独立性を認めることが適当でないと判断される事業主と申請事業主の間で行われる雇入れではない。 	はい いいえ